平成28年度第2回千葉県国民健康保険運営協議会議事概要

- **1** 日時 平成29年3月14日 (火) 14:00~15:40
- **2 場所** ホテルプラザ菜の花 4階 槙1

3 出席委員

(委員:総数14名中12名出席)

長谷川委員、齋藤(信)委員、作田委員、川越委員、木俣委員、永島委員、福山委員、小賀野委員、齋藤(裕)委員、岡本委員、上原委員、鶴岡委員

4 会議次第

- (1) 開会
- (2) 健康福祉部長あいさつ
- (3) 報告事項
 - ア 国民健康保険制度改革に向けた準備状況について
- (4) 議事
 - ア 千葉県国民健康保険運営方針について
- (5) 閉会

5 報告事項

- (1) 国民健康保険制度改革に向けた準備状況について
 - ○事務局説明

資料5により国民健康保険制度改革に向けた準備状況について事務局から 説明

○意見・質疑応答 特になし

6 議事

- (1) 千葉県国民健康保険運営方針について
 - ○事務局説明

資料3、資料4及び参考資料により第1回運営協議会及び終了後の委員からの意見について事務局から説明

○意見・質疑応答 特になし

○事務局説明

資料1により「千葉県国民健康保険運営方針(骨子素案)」について事務局から説明

○意見·質疑応答

【減免制度、短期被保険者証及び資格証明書等の既存制度の存続について】 (委員)

これまでは、払いたくても払えない人を対象とした減免制度や短期被保険 者証、資格証明書等の制度があったが、制度改革を行ってもこれらの制度は 残されていくのか。

(事務局)

住民サービスは引き続き市町村に担っていただき、制度改革を行っても、 減免制度等を含め、基本的には変更はない。

資料1の14ページ3(1)イに「個々の状況に応じたきめ細やかな納付相談の実施」と記載したように、収納対策については、個々の状況に応じた対応をしていく。また、生活困窮者対応部局との連携を取った対応をして行きたい。なお、14ページ3(1)イに「所得未申告者の申告勧奨」と記載した趣旨は、低所得者の軽減措置については、所得の申告がされないと受けることができないので、所得申告を勧奨して行こうということである。

【保健事業に係る保険者間の連携について】

(委員)

今後、医療費の増加が見込まれている中、保健事業については、保険者トータルで実施していくべきと考えるので、運営方針にはぜひ連携について明記して欲しい。

【収納率について】

(委員)

平成に入ってから低下傾向で、ある時期を境に上昇し、今やっと90%と 元に戻ってきたところであるが、収納率が低下していた原因は何か。

(事務局)

資料2の12ページに収納率の推移の図表を掲載しているが、平成20年度に後期高齢者制度が発足し、年金天引きの方が一斉に抜けたことで全国的に収納率は大幅に低下した。従って、平成20年度以前と以降では制度対象者が異なるので、一概に比較することは適当でないが、平成21年度まで下がり続けているのは、景気の影響が大きい。他の税目と同様に国保料(税)は前年度所得に対して賦課するため、前年に対して所得が低くなる場合には、収納が厳しくなってくる。

平成21年度にリーマンショックの影響で底を打った後、上昇傾向である理由は、市町村の努力に併せて、65歳以上の被保険者比率が増加し、年金天引きの方の割合が増加しているためと分析している。

【法定外の一般会計繰入について】

(委員)

資料1の11ページ1 (2) 財政収支の改善に係る基本的な考え方と取組のア総論として「原則として、必要な支出を保険料や国庫負担等で賄う」「しかしながら、実際には多くの市町村で法定外の一般会計繰入が行われており、・・・財政収支の改善を図る必要がある。」と記載されているが、法定外の一般会計繰入については市町村の首長の判断として容認するのか。その点が市町村の首長の判断で変わってくるとすると、県全体のマネジメントに支障が出るのではないか。

(事務局)

財政収支の改善の部分を具体的にどのように記載するかは、まだ白紙の 状況である。法定外の一般会計繰入に関しては、市町村の意見が割れている こともあり、もう少し検討させていただきたい。

なお、県全体の特別会計については、市町村に納めていただく納付金によって運営されるため、市町村の法定外の一般会計繰入の影響はあまりない。 (委員)

首長の考え方によっては保険料を上げないで法定外の一般会計繰入を 続けることも可能だということになるのか。

(事務局)

法定外の一般会計繰入を行うことによって、いたずらに市町村の財政を 圧迫するのはよくないが、市町村の財政運営については、選挙で選ばれた 市町村の首長の判断によるという考え方もある。運営方針上で法定外の一般 会計繰入の解消の方向を打ち出す必要があるが、首長の政策的判断を どのように扱うか、引き続き検討させていただきたい。

【財政安定化基金について】

(委員)

資料1の12ページ1(3)ア財政安定化基金の趣旨として「保険料の収納が不足する市町村に対して資金の貸し付けを行う。」と記載されているが、貸付には具体的にどのような条件があるのか。最高額はいくらか。

(事務局)

返済期間は原則3年間である。額については、基金の総額が決まっているので、その範囲内でということになる。初年度は約90億でスタートする。 貸付条件等の詳細については、今後国から示される予定である。 貸付が前提であるが、交付も可能である。ただし、交付については、資料 1の12ページ1(3)イにあるように「特別な事情」がある場合に限られ、 想定しているのは震災や企業城下町における企業撤退の場合などであり、 単なる収納不足は趣旨から外れる。

市町村の既存の基金を使ってバランスを取って行くことも大切なことである。

(委員)

利息は取るのか。

(事務局)

詳細は未定である。

7 閉会